

議案第1号

階上町行政手続条例の一部を改正する条例の制定について

階上町行政手続条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和8年9月4日提出

階上町長 荒谷 憲輝

階上町行政手続条例の一部を改正する条例

階上町行政手続条例(平成9年階上町条例第9号)の一部を次のように改正する。

第1条第1項中「届出」の次に「並びに命令等を定める行為」を加え、同条第2項中「処分」を「前項に定める処分」に改め、「届出」の次に「並びに命令等を定める行為」を加える。

第19条第2項第5号中「後見人、後見監督人、保佐人、保佐監督人、補助人」を「未成年後見人、未成年後見監督人、補助人」に改める。

附 則

この条例は、民法等の一部を改正する法律(令和8年法律第45号)の施行の日から施行する。



提案理由

民法の一部改正により成年後見及び保佐の制度が廃止され、補助の制度への一元化等が行われたことにより、関係規定の整理及び所要の規定の整備を図る等、国の法改正に準じた所要の改正を行うため、提案するものである。

(参考)

▽地方自治法

(議決事件)

第96条第1項 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

(1) 条例を設け又は改廃すること。